

春日井市地域公共交通運賃料金協議会設置要領

(目的)

第1条 春日井市地域公共交通運賃料金協議会（以下「運賃料金協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項及び第9条の三第3項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス・タクシー等の旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 運賃料金協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項
- (2) その他運賃料金協議会が必要と認める事項

(運賃料金協議会の構成員)

第3条 運賃料金協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 春日井市長又はその指名する者
- (2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
- (3) 中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (4) 住民の代表

(運賃料金協議会の運営)

第4条 運賃料金協議会に会長をおき、前条第1号の委員を充てる。

- 2 会長は、運賃料金協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 運賃料金協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 運賃料金協議会の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは否決とする。ただし、会長が適当と認めるときは、会議を開催することなく、書面による議決を行うことができる。
- 6 運賃料金協議会は原則として公開とする。
- 7 運賃料金協議会の庶務は、まちづくり推進部都市政策課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第5条 運賃料金協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 運賃料金協議会において協議が調った事項は、春日井市地域公共交通会議に報告する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、運賃料金協議会の運営に関して必要な事項は、会長が運賃料金協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年5月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年2月1日から施行する。